

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

#### 鳥取県選挙管理委員会規則第 4 号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和 37 年鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 20 号様式の 3 を次のように改める。

3 参議院（比例代表選出）議員選挙における投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所の掲示について

年 月 日 執行 参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示				選挙管理委員会	
(ふりがな) 名簿届出政 党等の名称					
(ふりがな) 略称					
(ふりがな) 名簿登載者の 氏名					

#### 備考

- 1 名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第七十五条第三項の規定によるくしで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 2 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとする。この場合においては、名簿による候補者の届出書の記載に従って、振り仮名を付す。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。